

令和6年度弘前大学医学生地域医療早期体験実習事業実施要領

(趣旨)

第1 県は、弘前大学医学部医学科生（以下「医学生」という。）の地域医療に関する理解を促進し、卒業後の県内定着を図るため、県内のへき地等の医療機関での実習（以下「実習」という。）を行うこととし、必要な事項を定めるものとする。

(実習の実施機関)

第2 実習は、別紙に掲げる医療機関（以下「実習協力医療機関」という。）で行うものとする。

(実習期間)

第3 実習の期間は、原則として、医学生の夏季休業期間等のうち日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く、連続した3日とする。ただし、実習協力医療機関の長は、診療業務の繁忙期等を考慮し、当該施設での受け入れの制限及び受入日の変更を行うことができるものとする。

2 前項の受入の制限及び受入日の変更等調整は、青森県健康福祉部医療薬務課（以下「医療薬務課」という。）が行うものとする。

(実習内容)

第4 実習の内容等は、外来診療、入院診療及び訪問診療の見学等とし、プログラムは実習協力医療機関において別途定めるものとする。

(実習対象者)

第5 実習の対象者は、弘前大学医学部医学科に在学する2年生から4年生までの医学生とする。

(募集人員)

第6 募集人員は、各実習協力医療機関が受入を可能とする人数の範囲内で別に定めるものとする。

(実習の申込及び決定)

第7 実習を希望する医学生は、実習申込書（様式第1号）を希望する最短の実習開始日から起算して2週間前までに医療薬務課へ提出するものとする。

2 医療薬務課は、医学生の希望及び実習協力医療機関の意向等を確認の上、実習日等を決定する。

(実習レポートの提出)

第8 実習を終了した医学生は、県に対し、実習終了後、速やかに実習レポート（様式第2号）を提出するものとする。

(実習に要する経費)

- 第9 県は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）に基づき、前条に規定する実習報告書を提出した医学生に対して、弘前大学から実習先までの1往復分の旅費を支給するものとする。ただし、実習協力医療機関において宿泊場所が提供されず2往復以上の旅行を行った場合は、その回数に応じて支給するものとする。
- 2 実習協力医療機関は、実習する医学生に対して、施設内等の宿泊場所を提供できるものとする。
- 3 実習協力医療機関で実習する医学生は、自ら食事等の負担をするものとする。

(修了証書の交付)

- 第10 県は、実習を修了した者に修了証書（様式第3号）を交付するものとする。

(その他)

- 第11 この要領に定めるもののほか当該実習の実施に関し必要な事項は、実習協力医療機関等と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月5日から施行する。

別紙

実習協力医療機関

- (1) 黒石市国民健康保険 黒石病院
- (2) 三戸町国民健康保険 三戸中央病院
- (3) つがる西北五広域連合 つがる総合病院
- (4) 北部上北広域事務組合 公立野辺地病院
- (5) 六ヶ所村地域家庭医療センター
- (6) 一部事務組合下北医療センター むつ総合病院
- (7) 国民健康保険 大間病院
- (8) 一部事務組合下北医療センター 東通村診療所
- (9) 深浦町国民健康保険 深浦診療所